

町民課だより

(第3子) 15,000円
中学生(二律)
10,000円

お知らせ
子ども手当の手続き
はお済みですか?

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が公布され、平成23年10月から3月までの子ども手当の制度が決まりました。

平成23年10月分から子ども手当の支給を受けるために手当も含め、すべての方の認定請求書の提出が必要となります。まだ手続きがお済みでない方は、3月末までに手続きを行ってください。

支給対象者

いの町に住所を有し、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方(児童養護施設の設置者や里親なども含みます)。

支給金額

0~3歳未満(一律)

15,000円

3歳~小学校修了前
(第1子・第2子)

10,000円

お知らせ
高額な外来診療を受ける皆さんへ

国民年金だより

お知らせ
ご存じですか?
「学生納付特例制度」と
「若年者納付猶予制度」

4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証や被保険者証を提示すれば、ひと月の医療機関などの窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

これまで、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が限度額以上になった場合でも、いつたんその額をお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししてきましたが、4月1日からは、医療機関などの窓口で限度額認定証を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

詳しいことについては、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方は、町民課、それ以外の医療保険に加入されている方は、各保険者へお問い合わせください。

ご注意ください

※児童がいの町外に住所を有している場合別途下記書類が必要です。

- ・別居監護申立書
- ・児童の世帯全員の住民票
(本籍・続柄入り)

10月1日以降の児童の出生、転入などにより新たに申請を行う方は出生日又は転出予日の次の日から数えて15日以内に窓口での手続きが必要となります。

対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送られてきますの

で、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送ください。

問い合わせ
町民課

893-1117

ある課程、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

対象となります。

詳しく述べてお近くの年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ
高知西年金事務所

875-1717

お問い合わせ
町民課

893-1117

9